

施策3-1 地域自治活動および市民活動

主担当：経営企画部／地域づくり応援室

市民と共有するまちづくり目標

【住民協議会の運営力を高めて、活力があり安全・安心な地域づくり】

この施策の目標

地域を包括する住民協議会をはじめ、多様な市民活動団体等と行政が協働・連携して、地域の個性を生かした活力あるまちづくりを目指します。

項目	現状（H25）	目標（H29）
地域計画*の策定	1 地区	43 地区

※地域の中長期的なビジョンを地域のみinnで共有し、地域と市が協働でまちづくりを行うための方向性を示す計画。

この施策の現状

- 住民協議会が全地域に設立され、それぞれの地域の特性を生かして主体的な取り組みがされています。これら住民協議会の安定的な運営や活動を支援するために、人材育成や地域主体のまちづくりの仕組みの構築に向けた検討を行っています。
- 市民活動を支援するために市民活動センターが設置され、まちづくりのスキルアップや多様なネットワークを形成しています。

この施策の課題

- 地域が主体となった地域づくりを実現するために、住民協議会に対する支援や、住民協議会と行政の協働の仕組みを行政と市民がともに議論し、ともに理解を深め、一体となって取り組んでいく必要があります。
- 市民活動を推進するために、人材の育成や活動団体相互の連携が必要です。

施策の展開

重点施策	<p>地域主体のまちづくりの実現</p> <p>住民協議会を核として、身近な地域の課題の解決や、それぞれの地域の個性を生かした市民と行政との協働による地域主体のまちづくりを実現していきます。また、「地域計画」の策定を進めていくにあたり、地域福祉計画実践プランや他の行政計画等も視野に入れ、地域と市が一緒になって計画づくりに関わり、全地区での策定を進めるとともに、地域計画に基づいた協働のまちづくりを行っていきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民協議会活動交付金 ・地域マネジメント推進事業 ・地域計画の策定

主要施策	住民協議会の自立に向けた支援 (1) 事務局体制の確立 住民協議会が安定した活動を継続していくためには、事務局体制の確立が重要であることから、事業の運営や会計事務等について、継続した実務研修を行います。 (2) 幅広い連携の輪と人材育成 住民協議会の様々な交流の輪をさらに広げていくため、女性や若者、子どもなどが、より積極的に住民協議会の活動に参画できるよう取り組みます。また、多くの人をまちづくりに「楽しく」巻き込めるようなワークショップ形式の研修などを行い、まちづくりに前向きな人材の育成に取り組みます。 (3) 職員の支援体制の確立 地域と市が一体となった協働のまちづくりを進めるために市はより横断的に取り組む体制を確立する必要があるため、住民協議会へ支える部局間の連携を密にするとともに、住民協議会と積極的に関わることが求められています。また、地域の職員が、ボランティア活動として地域の応援に関わっていくよう、職員の意識を高める研修を行います。	主な事業 ・住民協議会活動交付金 ・地域マネジメント推進事業 主な事業 ・地域マネジメント推進事業 主な事業 ・地域マネジメント推進事業
	住民協議会の活性化に向けた取り組み (1) 地域の元気応援事業（コンペ式提案）の充実 「地域の元気応援事業」は、地域の特性を生かした住民協議会の活動を応援するとともに地域の元気を市全域に広げるため、コンペ式でアイデアを出し合い、優れた事業提案に対して交付金を加算します。この事業について市民と企業と市が一体となって、地域の元気を応援します。 (2) 自主財源の確保 住民協議会の活動が恒久的に続いていくためには、市からの交付金だけに頼らない、自主財源の確保に向けた取り組みが必要です。そのため、地域資源を活用したコミュニティビジネス（遊休農地や歴史・観光資源の活用、ゴミのリサイクルなど）や地域の特性に応じた取り組みを応援します。 (3) 地域を包括する住民協議会への発展 住民協議会の自律性・主体性が発揮できるように、また、地域を包括する組織として発展できるように、様々な仕組みを地域と市が一緒になって検討を進めていきます。	主な事業 ・住民協議会活動交付金 ・地域の元気応援事業市民活動サポート補助金 ・地域マネジメント推進事業 主な事業 ・地域マネジメント推進事業 主な事業 ・地域マネジメント推進事業
	市民活動の推進 市民が持つまちづくりに対する知識やスキルを向上するとともに、市民活動団体の支援および市民活動のネットワークを拡充し、市民活動の活性化に取り組みます。	主な事業 ・市民活動センター管理運営事業
	地域コミュニティの活性化 地域コミュニティでの自治活動を活性化させるために、集会施設の設置・充実に対する支援を行います。	主な事業 ・地区集会所建設補助金

【関連する計画】

・松阪市地域福祉計画実践プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【人権が尊重されるまちづくり】

この施策の目標

「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、全ての人々が希望と誇りを持って社会に参加できる地域社会の実現を目指します。

項目	現状 (H25.6.23)	目標 (H29)
人権講演会の参加者満足度(会場アンケート)	93.6%	95%以上

この施策の現状

- 障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別などあらゆる差別をなくすために、人権教育や人権啓発に取り組んでいますが、今もなお人権侵害が発生しています。
- 平成24年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査では、差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人が19.7%あり、その理由は右記のとおりとなっています。
- 身近な通信手段となったインターネット・携帯サイトにさまざまな人権侵害の書き込みが見受けられます。
- 全国の自殺者数は、平成10年から14年連続して3万人を超える中、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として深刻な社会問題となっています。

学歴	18.1 %
女性であること、男性であること	27.7 %
母子・父子家庭、両親なし	12.4 %
職業	15.3 %
収入・財産	13.7 %
思想・信条	11.4 %
身体の障がい	2.6 %
病気	8.3 %
部落差別	7.3 %
その他(子ども、高齢者であることなど)	38.9 %
※複数回答	

この施策の課題

- 人権が尊重される明るい社会の実現のため、幅広い年齢層に効果的かつ効率的な啓発活動を推進する必要があり、その手法については、常に検討しながら、よりよい方法を模索していかなければなりません。
- 多様化する人権問題に対応するため、人権啓発の拠点施設として、人権センター設置の検討が求められているとともに、相談窓口の充実に取り組む必要があります。
- 自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題などの社会的な要因が関係していることを踏まえ、関係機関・団体等と連携し、自殺防止対策の推進に取り組む必要があります。

施策の展開

重点 施策	人権尊重のまちづくりの推進 市民やNPO 団体等の多様な主体と連携・協働を図り、市民一人ひとりが互いに認めあい、安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりの推進に取り組みます。	主な事業 ・人権啓発事業 ・人権啓発活動推進事業
	人権意識の高揚 市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を深めるために、地域・学校・事業所・行政等が一体となった組織的・計画的な人権教育・啓発に取り組みます。	主な事業 ・人権啓発事業 ・人権施策推進事業
	人権擁護・救済の充実 人権侵害に対する人権擁護・救済を可能にする相談機能、支援機能の充実に取り組みます。	主な事業 ・人権啓発活動推進事業
主要 施策	多文化共生社会の実現 さまざまな外国人の言語、文化、社会習慣等の違いについて相互理解を深め、認識しあう多文化の共生する社会づくりの推進に取り組みます。	主な事業 ・多文化共生推進事業
	心のバリアフリーの推進 障がいの有無や年齢、性別や国籍など、それぞれの違いや個性、多様性をお互いに尊重し、偏見や差別の解消に努め、地域住民が積極的に参加できる福祉・人権コミュニティづくりに取り組みます。	主な事業 ・人権啓発事業
	人権センターの設置 人権センターの設置については、「人権センター設立の基本方針」の答申および市民の意見を踏まえた中で、既存施設の活用などを含めて総合的に判断し、方向性を検討していきます。	主な事業 ・既存施設の活用などを含め、人権センター設置の方向性を検討。
	自殺防止対策の推進 自殺防止対策として、関係機関・団体等と連携し、街頭啓発や講演会等による啓発を行うとともに、相談員の人材育成や相談窓口の充実に取り組みます。	主な事業 ・地域自殺対策強化事業

【関連する計画】

- 第二次改定 松阪市人権施策基本方針（平成 26 年度～平成 30 年度）
- 松阪市人権施策行動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

【関連する施策】

- 施策 2-5 人権教育（P.54）、施策 3-5 観光・交流、地域ブランド（P.70）

市民と共有するまちづくり目標

【男女共同参画が進んだまちづくり】

この施策の目標

「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」に基づいて、市民一人ひとりが、男女共同参画社会についての理解を深め、市民、事業者および行政が一体となって、女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よろこびも責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

項目	現状 (H26.1.1)	目標 (H29)
市の審議会等委員の女性委員の平均登用率	30.5%	35%

この施策の現状

- 審議会等への女性委員の登用率は平成26年1月1日現在30.5%となっており、平成25年度の目標を達成しています。
- 男女共同参画社会を実現するためには、市民・事業者・市が協働で施策を進めることが重要であり、さまざまな事業を通して啓発を進める中で、固定的な役割分担意識も解消されつつありますが依然として役割分担意識は強いものがあります。

この施策の課題

- 市の審議会等における男女共同参画の推進のため、女性委員の登用をさらに積極的に進める必要があります。
- 市民や事業所等への啓発活動については、地域や民間団体と連携しながら、より効果的かつ効率的な周知方法により積極的に取り組む必要があります。

施策の展開

重点 施策	市民意識の啓発 男女共同参画の視点が定着するよう市民意識の醸成のため、「男女共同参画週間」に併せた街頭啓発、市民との協働による「松阪フォーラム」の開催、情報紙「ひまわり」の発行、各地域における「さ・し・す・せセミナー」の開催、事業所訪問などにより、広く市民等に啓発を行います。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	男女共同参画プラン掲載事業進行管理 男女共同参画の総合的、具体的な施策を推進するために、「松阪市男女共同参画プラン」の事業実施状況の確認、評価をし、事業の見直しを行います。	主な事業 ・男女共同参画プラン策定事業
主要 施策	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 市の審議会等における女性委員の平均登用率の目標値を 35%に定め、女性委員の登用をより一層積極的に進めます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 事業所訪問や関係機関との連携により、性別に関係なく、個性や能力が発揮できる労働環境の整備が図られるよう取り組みます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援 働く女性が増えるなか、仕事と家庭生活を両立するため育児や高齢者の介護体制の充実を進めるとともに、地域社会への男女共同参画に取り組みます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	女性に対するあらゆる暴力の根絶 関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努め、防犯対策等の環境整備に取り組みます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業 ・男女共同参画支援事業
	男女共同参画を推進するための教育・学習の充実 関係機関と連携し、学校教育を通じて男女平等教育を充実し、社会における男女共同参画の意識を高めるための学習機会の提供に取り組みます。	主な事業 ・男女共同参画行政推進事業

【関連する計画】

- 松阪市男女共同参画プラン（平成 23 年度～平成 27 年度）
- 策定予定 松阪市男女共同参画プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）

市民と共有するまちづくり目標

【交通手段が確保され、安心した生活ができる地域づくり】

この施策の目標

生活交通の確保、交通利便性の向上および交流活動の活性化を目的とした、地域の実情に応じたより効率的で効果的な地域公共交通システムの実現と、地域公共交通システムのネットワーク化を図り、市民、事業者、行政が協働し「みんなで守り、育てる」持続可能な地域公共交通を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
鈴の音バス年間利用者数	84,135 人	90,000 人

この施策の現状

- マイカーを中心とした生活スタイルの進展、バス路線の沿線地域の人口減少などにより、公共交通の利用は恒常的な低下傾向に陥り、規制緩和等による影響も含め、民間の運営する公共交通の減便や廃止が進んでいます。
- 高齢化の進展により、高齢者をはじめとした交通弱者の増加や送迎の負担が増しており、特に中山間の過疎地域等における生活交通の確保が重視されています。
- そこで、地域の公共交通を維持するため、市では「コミュニティ交通」などの地域公共交通を運営していますが、停滞する経済状況のなか、財源の捻出等について苦慮する状況となっています。
- 市民の安心・快適な生活に対して公共交通への重要性が再認識されつつあり、地域における交通を自ら守り、確保しようという動きがみられます。

この施策の課題

- 民間バス路線を生かした公共交通ネットワークの構築により、市域の全ての公共交通において乗り継ぎ機能などを備えた利便性の高い路線の構築が求められています。
- 市が運営する「コミュニティ交通」について、運行形態の変更を含めた効果的・効率的な運行の実現と、バス路線を地域が支える仕組みが必要です。
- 公共交通について一部の人のみが利用し、重要であると認識している状況で、そうでない人との格差が大きいため、多くの人々が公共交通の重要性を認識し、格差を縮めることが必要です。

施策の展開

重点 施策	松阪市地域公共交通システムの推進 地域公共交通における国・県・市・事業者・市民がそれぞれの役割を踏まえ、松阪市地域公共交通システムの基本方針に沿った取り組みを行います。	主な事業 ・廃止代替バス路線運行委託事業 ・地域公共交通システム事業
	路線評価システムの確立 個別路線の評価システムを確立し、地域がコミュニティ交通を支える仕組みの確立に向け、PDCAと地域公共交通協議会によるチェック体制を整備します。	主な事業 ・地域公共交通システム事業 ・地域公共交通協議会事業
	地域公共交通協議会および地域の運行協議会の活性化 コミュニティ交通を守り育てる市民組織を充実するため、地域公共交通協議会および地域の運行協議会の活性化に取り組みます。	主な事業 ・地域公共交通協議会事業
主要 施策	乗り継ぎ機能の充実と利便性の向上 公共交通のネットワーク全体としての利便性の向上を図るため、交通結節点における乗り継ぎ機能を充実します。	主な事業 ・廃止代替バス路線運行委託事業 ・地域公共交通システム事業
	コミュニティ交通の運行の見直し 地域間のアクセスの維持を図るとともに、コミュニティバス路線の利用状況に応じた効果的で効率的な運行形態の見直しを行います。	主な事業 ・廃止代替バス路線運行委託事業 ・地域公共交通システム事業
	コミュニティ交通の新規路線敷設 松阪市公共交通システムの基本方針に沿って、交通空白地域における新規路線の敷設に地域住民の参画型協働事業として取り組みます。	主な事業 ・地域公共交通システム事業
	啓発事業による公共交通の利用促進 公共交通に対する地域住民の意識を高め、公共交通の利用促進を図るため、住民、市のそれぞれの立場から創意工夫を凝らした啓発活動を進めます。	主な事業 ・地域公共交通システム事業
	海上アクセスの利用促進 運航事業者や関係団体と連携して、中部国際空港海上アクセスの利用促進を図るとともに、旅客ターミナル施設の適切な維持管理を行います。	主な事業 ・海上アクセス旅客ターミナル管理事業

【関連する計画】

- 第2次 松阪市地域公共交通総合連携計画（平成23年度～平成26年度）
- 第3次 松阪市地域公共交通総合連携計画（平成27年度～平成29年度を予定）

市民と共有するまちづくり目標

【それぞれの観光資源がつながり、観光客が満喫できるまちづくり】

この施策の目標

松阪市が持つ豊かな「自然」や、本物を極めた「歴史・文化」、そして多彩で美味しい「食」を基軸に、その魅力を様々な場面・ツールを用いて積極的に発信するとともに、地域ブランドを活用した地域の魅力づくりや、ハード面・ソフト面ともに観光客の受け入れ態勢の充実を図り、観光交流人口の増進による地域の活性化と、地場産業の発展を目指します。また、国内および海外の交流都市との間において、地域住民の交流や産業交流等の官民を通じた交流を促進し、松阪市の知名度の向上、またこれに伴う郷土愛の醸成や人材育成の推進等による社会的効果とともに、消費の拡大や産業の発展等による経済的効果を目指します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
観光レクリエーション入込客数	2,489,043 人	3,000,000 人

この施策の現状

- 各種メディア等での情報発信や観光 PR、各種協議会・団体との連携を図りながら観光施策の推進に取り組んでいますが、本市は大型都市からの交通ルートにおいて、伊勢・志摩・鳥羽といった大型観光都市の手前に位置していることから、多彩で優れた観光素材を有しながら観光客の立ち寄り地点としての利用にとどまり、そのため滞在時間が短く観光分野での経済効果はさほど大きくない状況です。
- 本市は、優れた地域ブランドを有していますが、ブランドとしての基準が明確でないことや、情報発信が効果的に行えていないことなどから、地域ブランドを核とした地域の魅力が十分発揮できていない状況です。
- 国内外の都市間交流は、相互の観光・物産 PR を中心に行われていますが、様々な交流のきっかけを有効に活用した住民交互の交流や、産業面での交流事業の展開は十分行われているといえない状況です。

この施策の課題

- 本市は、歴史的な偉人を幾人も輩出した都市であり、東京日本橋に立ち並ぶ世界的にも著名な企業の多くは、松阪商人を祖としており、こうした歴史的背景を活用した地域・企業との連携による誘客活動を展開する必要があります。それとともに、新たな観光施設の整備や誘導看板の充実など、観光客の受入態勢を充実していく必要があります。

- 「松阪ブランド」を確立し、様々な場面・ツールを用いて積極的に情報発信することで本市の魅力を高め知名度を向上させ、本市への観光を主たる目的とした誘客活動を官民が一体となって推進していく必要があります。
- 国内外の都市間の交流においては、交流のきっかけとなった歴史・文化や経済、また団体や人的なつながりなど、その経緯を十分に踏まえ今後の交流事業の展開に活かしていくとともに、交流都市におけるそれぞれの市民が利益を享受できる仕組みを構築していく必要があります。

施策の展開

重点 施策	情報発信の充実 観光客の志向・ニーズの変化に応じた魅力ある情報発信に取り組みます。	主な事業 ・観光客誘致事業
	観光客の受入態勢の整備 新たな観光施設の整備と、誘導看板の充実等に取り組みます。	主な事業 ・魅力ある観光地づくり支援事業 ・観光施設整備事業
	官民連携による知名度の向上 東京日本橋と松阪をつなぐための施策を展開するとともに、民間活力を活かした観光 PR に取り組みます。	主な事業 ・松阪経営文化塾事業
主要 施策	ブランドを核とした交流の推進 「松阪ブランド」を確立し、官民連携による積極的な PR を行い、松阪の持つ魅力を国内外に発信し、人と人との交流に取り組みます。	主な事業 ・地域ブランド連携・推進事業 ・松阪ブランド推進事業
	都市間交流の推進 国内外の交流都市との交流事業に取り組みます。	主な事業 ・友好都市交流事業 ・都市間交流事業

【関連する計画】

- 松阪市観光振興ビジョン（平成 26 年度～）
- 国際化推進計画（平成 19 年度～）
- “豪商のまち松阪”生き生きプラン（平成 25 年度～平成 28 年度）

【関連する施策】

- 施策 2-6 文化（P.56）、施策 3-6 都市計画（P.72）

市民と共有するまちづくり目標

【地域特色を生かした基盤整備が進むまちづくり】

この施策の目標

松阪市の魅力を次世代に伝えていくために、過去の歴史と現在の魅力がつながる松阪市全体のまちづくりを考えながら、地域に入り広く市民の意見を聴き、地域の特性を生かした安全・安心な都市政策を進めるためのまちづくりを目指します。

項目	現状 (H26.1.1)	目標 (H29)
“豪商のまち松阪”生き生きプランに基づく施策の実施	23 項目 (82%)	28 項目 (100%)

この施策の現状

- 松阪都市計画として秩序ある市街地形成を図るために、適正な土地利用の規制・誘導が求められています。
- 人口減少や少子高齢化が進む中で、市街化調整区域における既存集落の維持・保全に対応した制度が求められています。
- 松阪駅を中心とした中心市街地では、空き店舗や空き家の増加、大型店の閉店、郊外への人口の流出や高齢化の進展、交通量の減少などの空洞化と衰退が進んでいます。
- 歴史文化が蓄積されている中心市街地において、歴史的文化遺産の活用と連携が求められています。

この施策の課題

- 松阪都市計画の内容については、平成 24 年 5 月 31 日、非線引きの三雲都市計画区域において区域区分を適用し、松阪都市計画区域、嬉野都市計画区域、三雲都市計画区域の一体化を図っています。今後は、都市計画区域の整備、開発保全の方針（松阪市都市計画マスタープラン）による用途地域の変更や都市計画施設等の見直しが必要です。
- 市街化調整区域における既存集落の維持・保全を図るための制度の活用が必要です。
- 松阪駅を中心とした中心市街地のまちづくりを進める中で、平成 25 年度に作成した「“豪商のまち松阪”生き生きプラン」に基づく施策の推進が必要です。
- 旧長谷川邸の保存・活用とあわせて歴史的文化遺産の連携を図るための誘導が必要です。

施策の展開

重点 施策	松阪市都市計画マスタープランの中間見直し 社会経済状況の変化に応じた都市計画とするために、秩序ある市街地形成と適正な土地利用の規制・誘導を図る松阪市都市計画マスタープランの中間見直しを行います。	主な事業 ・都市計画マスタープラン策定事業
	“豪商のまち松阪” 生き生きプランの推進 平成 25 年度に作成した「“豪商のまち松阪” 生き生きプラン」に基づき、市民、商業者、各種団体、行政等が連携しながら、実行に向けた取り組みを進めます。	主な事業 ・中心市街地整備事業
主要 施策	用途地域、都市計画施設等の見直し 都市計画法に基づく都市計画基礎調査をもとに、現状の土地利用や将来的な土地利用を考慮した用途地域や計画の決定から長期にわたり未整備となっている都市計画道路等の都市計画施設を見直します。	主な事業 ・都市計画基礎調査事業 ・長期末整備都市計画道路見直し事業 ・都市計画の変更事業
	市街化調整区域の集落維持・保全 三重県条例に基づき、市街化調整区域の一定の範囲内で、一戸建て専用住宅の建設を可能とする都市計画法第 34 条第 11 号の区域指定に向けた取り組みを進めます。	主な事業 ・建築開発事業
	市道松阪公園桜町線の修景整備 旧長谷川邸の保存・活用とあわせて歴史的文化遺産の連携を図り、景観に配慮したまちなかを周遊する道路として、市役所前の市道松阪公園桜町線の修景整備を行います。	主な事業 ・松阪公園桜町線道路整備事業

【関連する計画】

- 松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）
- “豪商のまち松阪” 生き生きプラン（平成 25 年度～平成 28 年度）

【関連する施策】

- 施策 2-6 文化（P.56）、施策 3-5 観光・交流、地域ブランド（P.70）、施策 4-5 商工業、企業連携・誘致、競輪（P.84）、施策 5-7 道路・河川（P.104）、施策 5-8 住宅・公園（P.106）

市民と共有するまちづくり目標

【地域特色を生かした景観整備が進むまちづくり】

この施策の目標

松阪市の自然的景観や歴史文化的景観、都市的景観を市民や事業者と行政が協働で維持保全することにより、美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造していきます。

特に、城下町や街道沿いに培われた歴史的まちなみの保全に努めます。

項目	現状（H25）	目標（H29）
景観重点地区の指定	2 地区	4 地区

この施策の現状

- 本市は、美しい自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に多様な個性が豊かな景観を形成していますが、歴史的まちなみを形成する家屋の取り壊しや周辺に調和しない建築物の建設などで、歴史文化的景観が損なわれつつあります。
- 三重県屋外広告物条例に基づき、違反広告物の除却や規制を行っていますが、派手な広告物や違反はり紙等が依然としてまちの景観を損ねる状況がみられます。

この施策の課題

- 景観重点地区（候補）に、歴史的まちなみに調和しない建築物等が建設されないように、景観重点地区に指定し、松阪らしい景観を保全する必要があります。
- 住民や事業者に対し、景観に対する普及・啓発活動を行い、景観のまちづくりや美しく豊かな景観の保全に対する意識を高める必要があります。
- 屋外広告物が周辺と調和したものとなるよう、三重県屋外広告物条例に基づき、違反はり紙等の除却や規制・指導を進める必要があります。

施策の展開

重点 施策	歴史文化的景観形成の推進 良好な景観の形成が特に必要な景観重点地区（候補）のうち地域住民の合意が得られた地区を景観重点地区に指定します。また、景観重点地区での景観形成等に補助金制度の周知・活用を促し、歴史的まちなみ景観の保全に取り組みます。 【重点地区】通り本町・魚町一丁目周辺地区、市場庄地区 【候補地】松坂城跡周辺地区、商人町・職人町地区、射和・中万地区、六軒地区	主な事業 ・都市景観推進事業
	美しい景観づくりの普及・啓発 市民や事業者とともに美しく快適な景観づくりへの意識を高めるため、景観まちづくり事業等の企画を行い、景観保全意識の向上に取り組みます。	主な事業 ・都市景観推進事業
主要 施策	景観形成の誘導 景観計画・景観条例などに基づく届出制度の運用を行い、積極的に良好な景観への誘導に取り組みます。	主な事業 ・都市景観推進事業
	屋外広告物の規制・指導 良好な景観を保全するため、屋外広告物の設置、管理について必要な規制や地域の景観と調和する指導を行い、無秩序な広告の氾濫の防止に取り組みます。	主な事業 ・屋外広告物事業

【関連する計画】

- 松阪市景観計画（平成 20 年度～）
- 松阪市環境基本計画～中間見直し版～（平成 19 年度～平成 29 年度）

【関連する施策】

- 施策 2-6 文化（P.56）、施策 5-5 環境・再生可能エネルギー（P.98）